

改正

平成27年 9 月29日訓令第18号

平成28年 2 月25日訓令第 2 号

碧南市医療介護連携推進委員会設置規程

(設置)

第1条 医療と介護を必要とする状態の市民が、住み慣れた家庭や地域でできる限り在宅療養を続けられるよう、保健、医療、介護及び福祉の連携を推進するため碧南市医療介護連携推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について協議し、必要な事業を推進する。

- (1) 在宅医療・介護サービスの情報共有に関すること。
- (2) 在宅医療・介護関係者の連携に関すること。
- (3) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制に関すること。
- (4) 在宅医療・介護に関する市民への啓発普及に関すること。
- (5) その他在宅医療・介護の連携に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域医療関係団体の代表者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービス関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の途中で委員が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は会務を総括し、委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 推進委員会の委員は、会議において知り得た個人に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年 5 月12日から施行する。

附 則（平成27年 9 月29日訓令第18号）

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 2 月25日訓令第 2 号）

この訓令は、平成28年 2 月25日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 日訓令第 3 号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。